

公益社団法人日本地震工学会 論文集編集規程

2012年12月7日制定

2019年10月10日改定

1. 目的

定款第4条第1項第3号に定める論文集の編集・発行は、この規程の定めるところによる。

2. 論文集の編集・発行

- (1) 論文集編集委員会委員長（以下、編集委員長と称す）は論文集編集委員会（以下、編集委員会と称す）の委員（以下、編集委員と称す）の協力のもと、論文集の編集・発行を行う。
- (2) 編集委員会およびその構成員である編集委員長・編集委員は、論文集倫理規程第3条の責務を果たさなければならない。

3. 原稿の受け付け

- (1) 編集委員会は、論文集投稿規程に基づいて投稿された原稿（以下、原稿と称す）を受け付ける。
- (2) 原稿を受け付けた日付を「受理日」とし、採用を決定した日付を「掲載決定」とする。
- (3) 編集委員長は、原稿が論文集投稿規程に著しく違反し審査が困難と思われる場合に、体裁を整えるように原稿投稿者に勧告し、原稿の再提出を求めることができる。

4. 原稿の審査

- (1) 編集委員長は、論文集投稿規程および論文集審査規程に基づき原稿の審査を行う。
- (2) 編集委員長は、原稿の内容が論文集に掲載される論文として不適切であると判断される場合には、編集委員会で審議し、掲載を否とすることができる。
- (3) 編集委員長は、編集委員との審議に基づき、3名の査読者を決定する。
- (4) 査読者は論文集投稿規程および論文集審査規程に基づき原稿の査読を行い、査読結果を編集委員会に報告する。
- (5) 査読者は論文集倫理規程第2条の責務を果たさなければならない。

5. 原稿の掲載可否の決定

- (1) 編集委員長は、1次もしくは2次査読結果に基づき、編集委員会で審議を行い、原稿掲載の可否を決定する。
- (2) 編集委員長は、原稿が査読結果と共に原稿投稿者に返却されてから6ヶ月以内に修正原稿が送られてこない場合には、その原稿が取り下げられたものと判断することができる。
- (3) 編集委員長は、投稿区分が「討論」である原稿については編集委員と審議し、掲載の可否を決めることができる。

6. 原稿の修正

- (1) 編集委員長は、原稿の表現の変更、字句および図表の変更を原稿投稿者に求めることができる。
- (2) 編集委員長は、原稿の論文集投稿規程に違反する部分を著者の了解なしに修正することができる。

7. 原稿の依頼

編集委員長は、編集委員会での決定に基づき、報告などの原稿を依頼することができる。

8. 異議申し立て

編集委員長は、原稿投稿者から不採用判定が不当であるとの異議申し立てがあった場合、異議が妥当か編集委員会で検討し、検討結果を原稿投稿者に通知するとともに、異議が妥当とされた場合には適切な措置をとる。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) 2019年10月10日の理事会で承認された改定は2019年11月1日から運用される。